



## 経済安全保障推進法の概要と企業への影響

執筆者: 弁護士 茂木 諭  
弁護士 日比 慎  
弁護士 蓮輪 真紀子

June 2022

### In brief

米中間の貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症の流行、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景に、国内外において経済安全保障<sup>1</sup>への関心が高まっています。

このような状況の中、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(令和四年法律第四十三号、以下「経済安全保障推進法」といいます。)は、2022年5月11日、国会において成立し、同年5月18日に公布されました。経済安全保障推進法は、公布から2年内に段階的に施行されることとされています(同法附則1条)。

経済安全保障推進法では、従来の法制に加え、新たな施策が導入されており、国内外の企業の事業活動に影響が生じる可能性が否定できません。そこで、本ニュースレターでは、経済安全保障推進法の概要及び国内外の企業への影響について説明します。

### In detail

#### 1. 経済安全保障推進法における4つの制度

経済安全保障推進法では、以下の4つの制度が新たに創設されました。

- ① 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度
- ② 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度
- ③ 先端的な重要技術の開発支援に関する制度
- ④ 特許出願の非公開に関する制度

以下では、上記①ないし④について概観した上で(後記2ないし5)、国内外の企業への影響(後記6)について解説します。

#### 2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度

##### (1) 民間事業者による供給確保計画の策定と支援措置

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、「特定重要物資」(経済安全保障推進法7条)が政令により指定されます。

<sup>1</sup> 経済安全保障に確立した定義は存在しませんが、一般に、国家及び国民の安全保障を確保するための経済施策と考えられています(経済安全保障推進法に係る法案提出時の「理由」参照)。

「特定重要物資」とは、国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資で、当該物資又はその原材料等を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部の行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給の確保を図ることが特に必要と認められる物資をいいます。

具体的にどのようなものが「特定重要物資」に該当するのか、経済安全保障推進法 7 条では明記されていませんが、政府の有識者会議<sup>2</sup>では、半導体、レアアースを含む重要鉱物、医薬品を含む化学品の原材料等が挙げられています。また、経済安全保障推進法における「特定重要物資」の定義には、「プログラム」が含まれている点に留意が必要です。

民間事業者は、「特定重要物資等」<sup>3</sup>の安定供給確保のための取組(生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術開発、代替物資開発等)に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることにより(経済安全保障推進法 9 条)、指定金融機関からの貸付及び助成金の交付等の支援を受けることが可能となります(同法 13 条 1 項及び 31 条 3 項 1 号)。

## (2) 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資と政府による取組等

上記(1)の支援措置では安定供給確保を図ることが困難な場合、主務大臣は、「特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資」を指定し、備蓄等の必要な措置を講じることができます(経済安全保障推進法 44 条)。

## (3) 報告徴収及び立入検査等

主務大臣は、各物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができます(経済安全保障推進法 48 条 1 項及び 2 項)。報告又は資料の提出の求めを受けた者は、それに応じる努力義務が課されています(同条 3 項)。

## (4) 施行時期

この制度は、経済安全保障推進法の公布から 9 か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます(経済安全保障推進法附則 1 条柱書本文)。

## 3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度

### (1) 事前審査の対象

基幹インフラ役務(電気・ガス・水道等)の安定的な提供が妨害されることを防止するため、主務大臣が「特定社会基盤事業者」を指定し(経済安全保障推進法 50 条 1 項柱書)、当該事業者による「特定重要設備」の導入又は維持管理等の委託については、届出に基づく事前の審査が行われます(同法 52 条)。

#### ① 対象分野—「特定社会基盤事業」

次に掲げる事業のうち、「特定社会基盤役務」<sup>4</sup>の提供を行うものとして政令で定めるものが対象となります(経済安全保障推進法 50 条 1 項柱書)。

電気	ガス	石油	水道	鉄道
貨物自動車運送	外航貨物	航空	空港	電気通信
放送	郵便	金融	クレジットカード	

<sup>2</sup> 経済安全保障法制に関する有識者会議

([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/index.html))。

<sup>3</sup> 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等をいいます(経済安全保障推進法 8 条 1 項)。

<sup>4</sup> 国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいいます(経済安全保障推進法 50 条 1 項柱書)。

## ② 対象事業者一「特定社会基盤事業者」

「特定社会基盤事業」を行う者のうち、(i)その使用する「特定重要設備」<sup>5</sup>の機能が停止し、又は低下した場合に、(ii)その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、(iii)これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者について、主務大臣が「特定社会基盤事業者」の指定を行うことにより、制度の適用対象となります(経済安全保障推進法 50 条 1 項柱書)。

### (2) 事前審査の手続

特定社会基盤事業者は、①他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合、又は②他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理若しくは操作を行わせる場合には、あらかじめ、当該導入又は委託に関する計画書を作成し、主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に届け出る必要があります(経済安全保障推進法 52 条 1 項)。

上記の届出を行った特定社会基盤事業者は、原則として、主務大臣が当該届出を受理した日から起算して 30 日を経過するまでは、当該計画書に係る導入又は委託を行うことができません(経済安全保障推進法 52 条 3 項本文)。

### (3) 勧告及び命令

主務大臣は、審査の結果、届け出られた計画書に係る特定重要設備が「特定妨害行為」<sup>6</sup>の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該計画書の内容の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置又は中止を勧告することができます(経済安全保障推進法 52 条 6 項)。

勧告を受けた特定社会基盤事業者が、①勧告後 10 日以内に、当該勧告を応諾するかしないか等に関する通知(同条 7 項)をしなかった場合、又は②当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合(正当な理由がある場合を除きます。)、主務大臣は、勧告に係る変更を加えた計画書の届出等又は導入若しくは委託の中止を命ずることができます(同条 10 項)。

### (4) 施行時期

特定社会基盤事業者の指定は、経済安全保障推進法の公布から 1 年 6 か月を超えない範囲内において(同法附則 1 条 3 号)、事前審査は、同法の公布から 1 年 9 か月を超えない範囲内において(同条 4 号)、それぞれ政令で定める日から施行されます。

## 4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度

### (1) 協議会の設置

先端的な「特定重要技術」の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)」12 条 1 項の規定による国の資金により行われる研究開発等に関し、当該資金を交付する大臣は、研究者等により構成される協議会を設置することができます(経済安全保障推進法 62 条 1 項)。

「特定重要技術」とは、先端的な技術のうち、研究開発情報の外部からの不当な利用や、当該技術により外部から行われる妨害等により、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいい(経済安

<sup>5</sup> 特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいいます(経済安全保障推進法 50 条 1 項柱書)。

<sup>6</sup> 特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいいます(経済安全保障推進法 52 条 2 項 2 号ハ)。

全保障推進法 61 条)、具体的には、宇宙・海洋・量子・AI 等の分野における先端的な重要技術が想定されています。

## (2) 調査研究業務の委託

内閣総理大臣は、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るために必要な調査及び研究の全部又は一部を、一定の能力を有する調査研究機関に委託することができます(経済安全保障推進法 64 条 2 項)。

## (3) 施行時期

この制度は、経済安全保障推進法の公布から 9 か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます(経済安全保障推進法附則 1 条柱書本文)。

# 5. 特許出願の非公開に関する制度

## (1) 技術分野等によるスクリーニング(第一次審査)

特許出願を通じた機微な技術の公開や情報流出を防止するため、特許庁長官は、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術分野<sup>7</sup>に属する発明が記載されている特許出願を、内閣総理大臣に送付します(経済安全保障推進法 66 条 1 項)。

## (2) 保全審査(第二次審査)

内閣総理大臣は、上記(1)の送付を受けたときは、①国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度及び②保全指定をした場合(発明を非公開とした場合)に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認められるかどうかについての審査<sup>8</sup>を行います(経済安全保障推進法 67 条)。

## (3) 保全指定

内閣総理大臣は、保全審査の結果、保全をすることが適当と認めたときは、当該発明を「保全対象発明」として指定し、特許出願人に通知します(経済安全保障推進法 70 条 1 項)。保全指定の期間は 1 年を超えない範囲内において定められ、1 年ごとに継続の要否が判断されます(同条 2 項及び 3 項)。

保全指定が行われた場合の効果は、以下のとおりです。

出願の取下げ禁止(72 条)	発明の実施の許可制(73 条)
発明内容の開示の原則禁止(74 条)	発明情報の適正管理義務(75 条)
他の事業者との発明の共有の承認制(76 条)	外国への出願の禁止(78 条)

国は、「保全対象発明」について、発明の実施の不許可等により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償するものとされています(経済安全保障推進法 80 条)。

## (4) 外国出願制限(第一国出願義務)

日本国内でした発明であって公になっていないものが、上記(1)の技術分野に属するものである場合、まず日本に出願しなければなりません(経済安全保障推進法 78 条 1 項)。外国出願をしようとする者は、事前に、特許庁に対し、当該外国出願が制限されるものかどうかについて、確認を求めることができます(同法 79 条 1 項)。

<sup>7</sup> 核技術、先進武器技術等の中から政令により絞り込まれることが想定されています。

<sup>8</sup> 第一次・第二次審査中及び保全指定中は、出願公開及び特許査定が留保されます(経済安全保障推進法 66 条 7 項)。

## (5) 施行時期

この制度は、経済安全保障推進法の公布から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます(経済安全保障推進法附則 1 条 5 号)。

## 6. 国内外の企業への影響

### (1) 日本企業への影響

経済安全保障の分野に関連し、従来から輸出規制、対内投資規制等が存在しましたが、経済安全保障推進法は、潜在的に対象となり得る分野が広範なものとなっています<sup>9</sup>。このため、4 つの制度(上記 1①ないし④)のいずれについても、各制度の自社の事業への適用の有無を検証し、適用される制度が存在する場合には当該制度の施行日を意識しつつ、当該制度において想定される手続の実施を検討する必要があります。その際、①重要物資の安定的な供給の確保に関する制度及び③先端的な重要技術の開発支援に関する制度については、対象となる事業等を行う企業は、支援措置・助成金等を受けることが可能となる一方、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度及び④特許出願の非公開に関する制度の対象となる場合については、法令遵守としての対応が必要となる点に留意が必要です。

### (2) 外国企業への影響

経済安全保障推進法は外国企業にも影響を与えることとなります。例えば、インフラ事業を行う日本企業から、重要設備の導入・維持管理等を受託する外国企業については、事前審査制度により、日本企業との取引の実施に影響が生じることとなります。また、各制度の対象となる日本企業を買収対象とする M&A 取引についても、外国企業が親会社となった場合に各制度によりいかなる影響が生じるか、あらかじめ検討する必要があります。

---

## The takeaway

---

今回の経済安全保障推進法については、有識者会議において議論されていたいわゆるセキュリティ・クリアランス制度は含まれないものとされました。一方、創設された 4 つの制度については、制度の骨格は法律において定められましたが、その具体的な内容の多くが今後制定される政令・主務省令において規定されることとなります。有識者会議等における議論から、今回の経済安全保障推進法の影響を受けうる企業・研究機関等は、今後の政令・主務省令の制定を巡る議論等を引き続き注視する必要があります。

---

<sup>9</sup> 一例として、具体的な範囲が政令で定められる「特定重要物資」には、プログラムが含まれることが明示されており、製造業だけではなく IT、ソフトウェア分野の企業も対応が求められることとなります。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 弁護士法人**  
第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: [jp\\_tax\\_legal-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_legal-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,600 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー

茂木 諭

弁護士

日比 慎

弁護士

蓮輪 真紀子

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2022 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.